

## 平成 28 年度 茨城県第 4 採択地区第 2 回教科用図書選定協議会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 15 日（金）午後 1 時 30 分
- 2 会 場 茨城町教育委員会会議室
- 3 内 容

### <事務局>

定刻となりましたので、要項に従いまして進めさせていただきます。会に先立ちまして、本日の進め方について確認させていただきます。

はじめに、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（特別支援学級教科用図書）、小学校用教科用図書、中学校用教科用図書の審議を行います。その後、資料等の公開の対応について協議させていただきます。最後に諸連絡を行う予定でございます。

「開会のことば」本選定協議会副会長、城里町教育委員会教育長、小林孝志様お願いいたします。

- (1) 開会のことば 副会長 城里町教育委員会教育長 小林孝志 様
- (2) 教科用図書選定協議会会長あいさつ

### <会長>

皆様こんにちは。学期末で御多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。数日間、部長さんを中心にして丁寧に教科用図書の調査をしていただきました。特別支援教育用の図書は、文科省のものと一般本の中から選ぶことになっていますので、たくさんの資料の中から一つ一つ丁寧に当たっていただき、ここにあるものが推薦されております。特に、一般本は廃刊になってしまうものもあるので、出版社と連携を取り皆さんが一生懸命にやってくださった結果、スムーズに 2 日間で終わっています。

この第 4 採択地区の特別支援学級に在籍する子ども達が、この教科書を使って生き生きと学習し持てる力を発揮でき、すくすくと育ちますように、そのような願いを込めてこの後の審議をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

### <事務局>

ありがとうございました。

それでは、採択についての審議に移ります。本選定協議会規約第 9 条によりまして、議事の進行は会長が行うこととなっております。鈴木会長、よろしくをお願いいたします。

- (3) 議事

#### 採択についての審議・議決

### <会長>

それでは議事を進行させていただきたいと思います。

まず、議決までの流れについては、最初に調査部会からの報告をいただきます。次に調査部会への質疑を行います。その後、審議・議決をいたします。最後に採択理由書の検討をお願いすることになります。本年度は、特別支援調査部会からのみの報告となります。事務局、調査報告書の配付をお願いします。

## 調査報告書配付

### 特別支援調査部長入室

<会長>

特別支援の調査部長さんから報告をお願いいたします。

<特別支援調査部長>

特別支援教育部会での調査内容についてについてご報告させていただきます。

まず、資料について説明します。別冊2は、平成29年度使用小中学校特別支援学級知的障害者用教科用図書の採択に関する参考資料ということで、茨城県教育委員会から出されているものです。この資料を基にして調査を実施しております。小学校用と中学校用をそれぞれA3にまとめてありますので、それを合わせてご覧になってください。

それでは、具体的な説明に入ります。まず、別冊2の1ページをご覧になってください。小中学校特別支援学級知的障害者用教科用図書の採択につきましては、採択の原則というものがございます。

1番の(2)をご覧ください。学校教育法附則第9条の規定による教科用図書というように書いてありますが、その文の5行目に「毎年度異なる図書を採択することができること」と明記されています。このことにより、特別支援学級の教科用図書につきましては、毎年選定をし、採択をしていくということになります。そこをご確認いただければと思います。

それから、(3)をご覧ください。特別支援学級において使用する教科用図書は、市町村教育委員会において「種目ごとに複数採択することができること」と明記されています。このことにより、種目とは国語・算数・理科・社会ということの意味しておりますが、種目ごとに複数採択ができるように選定することをご理解いただければと思います。

それから、(4)「文部科学省著作教科書を採択する場合は、次の事項を基本とすること」と明記されています。著作本といわれるもので、☆1つは、小学校1年生が使用するものです。☆2つは小学校2年生が使用するものです。☆3つは小学校3年生から6年生まで使用するものとなっております。☆4つは中学校1年生から3年生までが使用することとなっております。

2ページをご覧ください。採択上の留意事項です。(2)をご覧ください。採択地区においては、種目ごとに「教科書に関する基本型」に示すA型（障害の程度が比較的軽い児童・生徒の場合）及びB型（障害の程度が比較的重い児童・生徒の場合）を基本とし、教科用図書を選定することになります。

それから、(5)をご覧ください。「一般図書」とありますが、今ここにあるものが一般図書と言われているものです。これは本屋さんで売っているもので、図書室にも置いてあるようなものです。このようなものから教科用図書となるものを選定してもかまわないというようになっておりますので、ここからも選定していくことになります。ただし、この一般図書を採択する場合には、6つほど規定がありますので、この6つの要件を満たしている物を選定していきますので、ご理解いただければと思います。

4ページをご覧ください。A型とB型がありますが、A型は障害の程度が比較的重いお子さん、B型は障害の程度が比較的重いお子さんに分かれております。国語のところを見ていただくと、A型は検定と書かれて1・2年生で矢印が引かれています。3年生は検下本といって1学年下の2年生の教科書を使って学習していこうという基本的な考え方があります。ただし、それよりも重いお子さんの場合は、☆本という絵や写真等が入っていて言葉があまりないような教科書を選定しています。そのように、各教科によりA型B型のかたちが変わっておりますので、調査部会ではどのような教科用図書にするかを考えていったところです。☆本については、先ほど国語と算数についてお話をさせていただきましたが、音楽にも☆本があり、☆本で選定することができるようになっております。

中学校については6ページをご覧ください。こちらにも種目ごとにA型B型と記載しています。このようなかたちで小学校から中学校まで9年間の系統性を満たした基本の形が設定されておりますので、それに合わせて調査をしたということになります。

次に、A3の資料をご覧ください。今年度新たに選定した図書について説明させていただきます。社会6年「年代早覚え 日本史まんが年表 学研のまるごとシリーズ」を新たに選定しています。一般図書につきましては、在庫がなかったり来年度絶版になったり供給不能になってしまうことがあります。平成28年度に使っているお子さんの教科用図書が来年もまだ使えるかということ、出版社に問い合わせをして来年度も供給可能であるという確認をとらないと選定することができません。そんな中で、社会の6年生につきましては、来年度供給ができないということがあり、新しい教科用図書といたしまして「年代早覚え 日本史まんが年表 学研のまるごとシリーズ」を選定しております。厚さはありますが、中身はわかりやすくなって子ども達が興味を示して学習できるようにということで、6年生の社会として選定しております。6年生になると歴史が中心となった授業を展開するということもあり、歴史を中心とした一般図書を選定しております。

社会の地図のB型をご覧ください。「ドラえもんちずかん 1 にっぽんちず」、「ドラえもんちずかん 2 せかいちず」を新しい図書として選定しております。この2つにつきましては、今年度選定した図書が来年度は供給不能ということで新しいものを選定しなければなりません。ドラえもんにつきましては、子ども達が非常に興味を示すということもあり、毎年選定しておりますが、新しいものとして中身が今に合っているということもあり選定をしました。

理科をご覧ください。「楽しく遊ぶ学ぶ ふしぎの図鑑」を新しく選定しました。中身が少し厚いのですが、子ども達が興味を示すということで、調査員が一生懸命に見つけてきたものです。理科で選定しております。

図画工作をご覧ください。1・2年生「あそびの絵本 クレヨンあそび」、3・4年生「あそびの絵本 えのぐあそび」を選定しております。小学校で新しく選定したものは以上となっております。

つづいて中学校用をご覧ください。社会の歴史的分野で「21世紀子ども百科 歴史館」を新たに選定しております。文字がたくさん書いてあり中身が難しいという調査員からの意見もあり、小学校より中学校の日本史の教科書としてが良いのではということで選定をしております。

地図のB型です。「世界が見える 地図の絵本」を新たに選定しました。以前のものと比べて情報量がコンパクトになって見やすくなっているという調査員の意見がありました。また、子ども達が国旗を覚えるのにも役立つのではないかというような意見もありました。

理科をご覧ください。「ふしぎ・びっくり！？子ども図鑑9 ちきゅう」を新たに選定しております。以前のものより写真がコンパクトになっており、見やすいという意見がありました。

美術をご覧ください。1年生「きょうからアーティスト 1 いろいろな絵の具で絵をかこう!」、2年生「きょうからアーティスト 2 空、木、動物 かきわけテクニック!」を新たに選定しております。1の方は、絵の具の技法が非常に細かく書かれていて、小学校も含めて考えましたが、内容が中学校に適しているということで中学1年生で選定しました。2年生は木工を含めた作るということを中心に選定をしました。

以上のように、一般図書については可能な限り複数の教科書を選定したということと、在庫がなかったり絶版になったりということがないように出版社に問い合わせをし、供給が可能であることを確認して選定をしたということになります。

以上、簡単ではありますが、特別支援調査部会の結果につきまして報告をいたしました。

<会長>

ありがとうございました。

今のご報告について質問等ありましたらお願いいたします。

最近、知的障害のあるお子さんの特別支援学級では、以前に比べて能力に大きな隔たりがでてきています。本来ですと特別支援学校に適しているお子さんもたくさんいますが、地元の学校に通わせたいというご家庭の希望で通っている子もいます。いろいろなレベルのお子さんたちに適切にというとな難しいと思いますが、そのようなことも含めて一般図書の選定が考えられると思います。

<委員>

一般図書を選ぶ時には、図書館を利用して選ぶのですか。どのような方法をとっているのか教えてください。

<調査部長>

昨年度までに採択されている図書については、採択地区の事務局で保有しているものがあります。それらを含めて、まず、来年度供給可能かどうかについて確認をします。そして、絶版等、供給不可のものについては図書館や書店に行って調べたりしました。本を選んで出版社に供給可能かどうかを確認するというやり取りを何度も繰り返して、やっとここまで選定ができるということになります。一般図書を選定する場合には、何社にも何回もやり取りをして本当に来年度供給可能なのかどうかをしっかりと見極めないといけないということです。

<委員>

短い期間の中でたいへんでしたね。

<会長>

図書館や書店に行ったり来たりでたいへんだったと思います。慎重に調べていただきました。その他、ありますでしょうか。

<委員>

1976年初版というものがありますが、古いから悪いということではないと思いますが、これについて説明をお願いします。

<調査部長>

初版は古くても改訂版がでていて、その改訂版が子ども達に無償給与されるということになります。古くても良いものがあるし、年代的に合わないものや今は使っていないものは省いていかななくてはならないということで選定をしております。

<委員>

小学校6年生の社会は厚いということでしたが、家に持ち帰ることはありますか。

<調査部長>

持ち帰ることもあるかもしれませんが、基本的には教室に置いておいて使用すると思います。授業の中だけでなく、休み時間に読むことも含めて活用の仕方を考えています。

<委員>

内容も少し見させていただきましたが、かなり詳しく載っているので大丈夫かなと思ったのですが。

<調査部長>

すべてをやるということではありません。基本的には、すべてを網羅しているものを選定して、

子ども達の実態に合わせて、この部分を読んで見ようねとか、この部分をノートにまとめてみようねというやり方で、特別支援学級の子どもには対応することになります。

<委員>

まんが歴史本がありますが、あれは良いのではないかと思いますでしょうか。

<調査部長>

シリーズのものですと、すべて網羅しているわけではないということと、無償給与されるのは1冊ということもあるので、全体的にまとまっているような図書を選ばなくてはならないということがあります。このシリーズのこれがいければ全体を網羅していないということで、ちょっと厚いものを選定せざるを得ないという状況があります。

特に、理科はシリーズものがたくさんでていて、シリーズでいいものがありますが、網羅していないところをどうするかということで議論になりました。

<会長>

実際には一人一人学習する内容が違うでしょうから、教科書とは別にシリーズものを図書館から借りてきて学習することで対応できますね。

その他、いかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは調査部長さんありがとうございます。調査部長さんにおかれましては、短い期間の中で丁寧に確実に調査をしていただき、素晴らしいものをたくさん推薦していただきまして、ありがとうございます。お世話になりました。

### 特別支援調査部長退室

<会長>

それでは審議に入ります。ご意見のある方は挙手をお願いします。

わたくしのほうから事務局に質問します。ここにたくさんのお書が選定されていますが、実際にどのお書を選ぶかは、各市町または各学校に委ねられていますか。それとも、必ず全部使用しなければなりませんか。説明をお願いします。

<事務局>

すべてを揃える必要はなく、採択されたものの中から、各市町で選んでいただくことになります。

<会長>

複数採択されたものの中から、子ども達の実態に応じて使用するということですね。

それでは、意義がある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

ご審議いただきまして、特に意義がだされておられませんので、ここに記載されている図書に決定するというところでよろしいでしょうか。

**異議なし**

<会長>

ありがとうございます。つづきまして、採択理由書について検討してまいります。

**採択理由書（案）配布**

<会長>

調査部会で調査報告をしていただいたものを基に、事務局で作成した（案）です。これについてご意見等を伺って最後の調整をしていきたいと思っておりますので、お目通しをお願いいたします。

ご意見等がなければ、採択の理由をこの内容で決定してよろしいでしょうか。

**異議なし**

<会長>

続きまして、小学校用教科用図書それから中学校用教科用図書について確認をさせていただきます。

**小学校教科用図書・中学校教科用図書一覧配付**

<会長>

それでは、小学校用及び中学校用の教科用図書についてですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令により、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、特に事情がない限り4年となっております。小学校用教科用図書は平成27年度に最初の採択があり、中学校用教科用図書は平成28年度から採択されておりますので、特に何もなければ、平成29年度は今年度と同じものを採択することとなります。現在使用している小学校中学校の教科書について、何か問題等がだされたりはしていないと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、同じものを採択するということで確認をいたしました。  
続いて、採択結果及び理由等の公表について審議いたします。事務局より説明をいたします。

#### <事務局>

公表については、昨年度規約が改正されましたので、改めて確認いたします。

資料の4ページ、5ページの規約の第5章をご覧ください。

情報開示については14条のとおりでございます。14条では、開示請求があった場合には

教科用図書選定協議会要項（規約を含む）

教科用図書選定協議会委員名簿

教科用図書選定協議会調査委員名簿

を開示することになっております。昨年度は、2件情報開示請求がありました。

また、公表に関しては、15条に述べられているように、

当該教科用図書の種類

当該教科用図書を採択した理由

第12条の第2項の資料

協議会の会議の議事録

となります。

この公表については、「当該教科用図書の種類」「当該教科用図書を採択した理由」はデータで各教育委員会に送付しWeb上にアップ、報告書、議事録は事務局の委員会、茨城町でアップするというおこないました。本年度もこのようなかたちでよろしいかどうかを確認させていただきたいと思っております。

また、議事録に関しては茨城町で取りまとめた後、各教育委員会に確認をしていただき、その後で公開したいと考えております。規約には「速やかに」とありますが「当該教科用図書の種類」のアップより、内容を確認精査していくということで遅くなることと思っております。

以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

#### <会長>

事務局より、公開についての説明がありました。教科用図書の種類については各教育委員会でアップするということですね。そして、資料、協議会の議事録については、事務局である茨城町でアップするということですね。そのようなことでよろしいでしょうか。

#### 異議なし

#### <会長>

意義がなければこのような方法でやるということで決定させていただきます。

以上で議事を終了させていただきます。

<事務局>

鈴木会長ありがとうございました。

それでは、事務局より今後の予定について説明いたします。

<事務局>

今後の予定について説明させていただきます。

各市町の教育長には、本日の結果を、各市町教育委員会へ御報告をお願いいたします。

今回採択されました教科用図書一覧表の電子データを、本日中に各市町の事務局宛に電子メールにて送信いたします。

本協議会の議決内容につきましては、7月29日金曜日までに、各市町教育委員会から議決をいただきますようお願いいたします。なお、議決が済みましたら、採択教科用図書一覧表を事務担当者にお渡しいただきますようお願いいたします。

各市町の議決の報告でございますが、同じく29日金曜日までに、文書で報告をお願いいたします。なお、文書による報告が遅れる場合には、茨城町教育委員会学校教育課総務グループ宛、議決した旨を、FAXにてご連絡をいただければと思います。

最後になりますが、本日の資料ですが、教育長がお持ちの資料は、各市町教育委員会保管用としてください。その他の方々の資料は、お帰りの際に事務局までご提出をお願いいたします。

<事務局>

ご質問等、ございますでしょうか。

<委員>

定例教育委員会が7月29日にあるのですが。

<事務局>

翌週に、すみやかにご報告をお願いいたします。

<事務局>

他にご質問等、ございますでしょうか。

それでは、閉会のことばを、本選定協議会の副会長大洗町教育委員会教育長 飯島郁郎様お願いいたします。

閉会のことば 副会長 大洗町教育委員会教育長 飯島郁郎 様

閉会時刻 午後2時30分